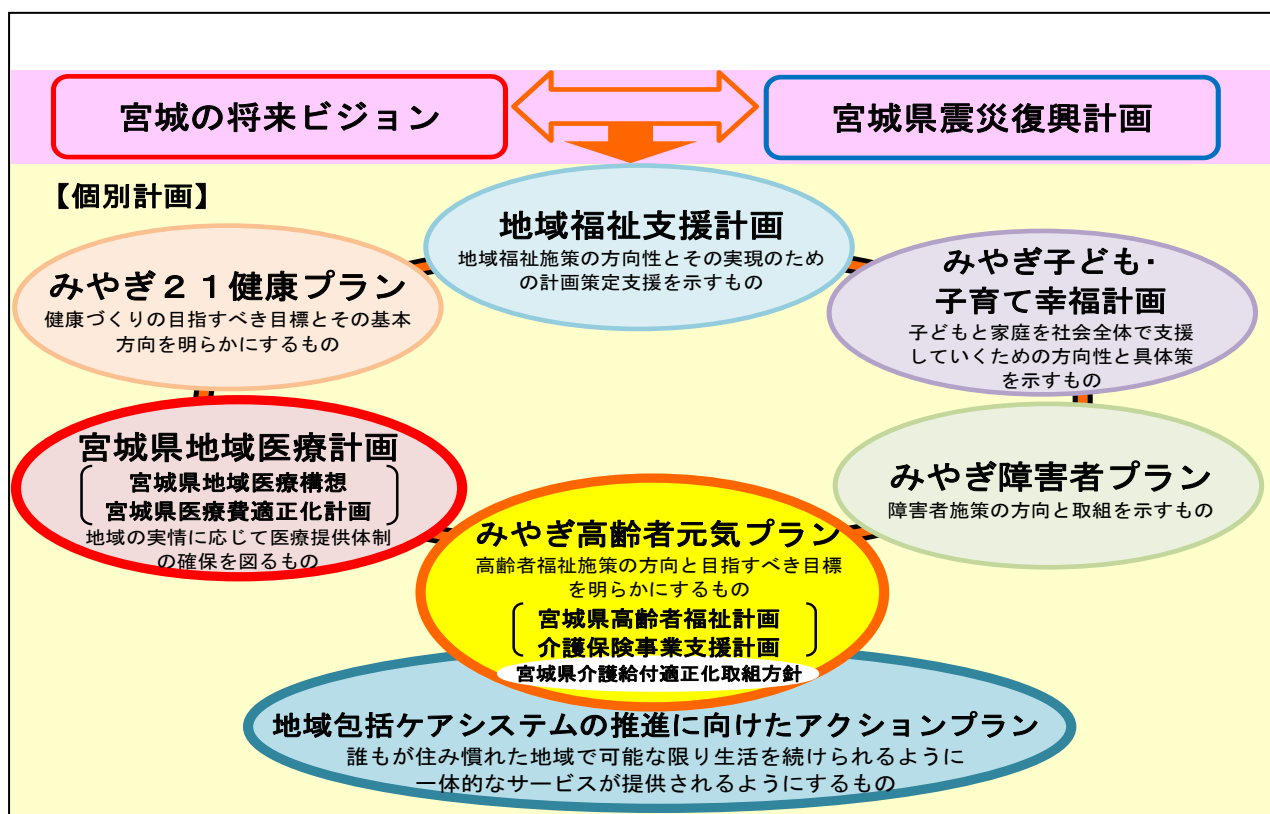


みやぎ高齢者元気プランの策定について

1 みやぎ高齢者元気プランの位置付け

県の高齢者福祉施策の基本的指針となる「宮城県高齢者福祉計画」（根拠法令：老人福祉法第20条の9）と、県内市町村の介護保険事業の運営を支援するための計画である「介護保険事業支援計画」（根拠法令：介護保険法第118条）とを一体的に定めるもの。

策定にあたっては、県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」の下、関係する各分野の個別計画との調和を図るとともに、「宮城県震災復興計画」（計画期間完了後は次期「宮城県総合計画」）や「宮城県地域医療計画」、「地域包括ケアシステムの推進に向けたアクションプラン」、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）」等との整合性を図る必要がある。



※「宮城県高齢者居住安定確保計画」とも連携

2 計画期間

平成30年度から令和2年度までの第7期みやぎ高齢者元気プランを引き継ぐものとして、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画として、第8期みやぎ高齢者元気プランを定める。

H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
第7期みやぎ高齢者元気プラン			第8期みやぎ高齢者元気プラン			第9期みやぎ高齢者元気プラン		

3 みやぎ高齢者元気プランの基本構成

「基本理念」のもとに3つの「基本的目標」を設定し、「基本的目標」を達成するための施策の柱として9つの「基本課題」を設定している（3つの目標と9つの施策の柱からなる）。

